

公益社団法人日本女医会 溝口昌子賞 規程

(目 的)

第1条 公益社団法人（以下、公社）日本女医会 溝口昌子賞は、溝口昌子氏の御遺志により（公社）日本女医会に寄付された基金1000万円から、女性医師のキャリアアップと永年勤続を目的とした助成を行うものである。

(英語表記)

第2条 The Masako Mizoguchi Award, Japan Medical Women's Association とする。

(対象人数)

第3条 溝口昌子賞の授与は、原則、毎年1名とする。

(表彰・助成金)

第4条 助成金は、原則1名30万円とする。

(応募資格)

第5条 申請時に満55歳未満で、大学病院または総合病院等に臨床の常勤医として役職に就いて勤務しており、臨床、研究、教育、社会活動等を行っている日本国に在住の女性医師（教授は除く）とする。

(対 象)

第6条 前項の規定にかかわらず、すでに本賞の授与を受けたものは申請資格を有しない。

(応募方法)

第7条 申請に必要な書類

- 1) 申請書
- 2) 履歴書（写真貼付）
- 3) 研究に関する自著を含む共著論文 2編

申請書類に加えて次の書類も合わせて提出しなければならない。

- 1) 公益社団法人日本女医会会員（選考委員を除く）2名の推薦状
- 2) 誓約書
- 3) 業績目録

(選考委員・選考委員会)

第8条 選考委員会は、7名（会長、副会長、学術部理事、外部委員）の委員をもって構成し、理事会で決定する。その人気は日本女医会役員任期と同じとする。委員長は会長とする。

2. 選考委員会は、候補者について書類選考し、別に定める審査基準に基づき、受賞者を決定する。
3. 選考過程で、さらに外部アドバイザーを選定し、意見を得ることができる。
4. 候補者の親族及び推薦者は選考委員になれない。なお、選考委員に欠員が生じたときは理事会の互選により選出する。但し外部委員に欠員が生じた時は新たに外部委員を理事会で委嘱する。

第8条 選考委員

会長、副会長、学術部理事および会長が任命した若干名とする。

(規程の改廃)

第9条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

付 則

本規定は平成27年(2015年)3月15日から施行する。

(平成29年2月18日改訂)